



令和4年度 7月

人権一口講座



人権一口講座

「悲劇を繰り返さない社会に」

令和3年3月北海道旭川市内の公園で、当時中学2年生の女子生徒が凍死した姿で発見される事件がありました。その2年以上前からいじめに遭っていた疑いがあると調査をした第三者委員会が認定し、遺族側に報告されました。

この事件を、自身の高校教諭時代に夜の繁華街をパトロールし、さまよい歩く少年少女と向き合ってきた「夜回り先生」と呼ばれる教育研究家が、「亡くなった少女に対する行為は、いじめと称する犯罪行為」や「人権侵害である」と指摘した論説を私は読んだのです。

凍死した女子中学生が受けていた行為は、凄惨なものであったことが最近の発表で明らかになってきました。いじめと称して行われた行為の中には、法に触れること、また人権侵害として扱うべきことがあったと詳細に分かってきました。

加えて、教育現場での事案のため、「すべて加害生徒が起こしたいいじめの行為」として捉え、学校現場だけの責任にしておくことでは「いじめ・人権侵害や犯罪行為」がなくならないと、専門家も指摘していました。世間の声は、加害生徒の処遇に関しては、犯罪に当たる行為は「犯罪として認定し警察及び児童相談所等に報告」、人権侵害に当たる行為は「法務省関連の機関等に協力を依頼する」など、早急に人権侵害事案として扱われるようにできないものかと多く語られています。

しかし一方で、被害者やその家族にとっては、各種の情報メディアや報道、インターネット等の情報により、事件報道よりもさらにその後の人生において相当深い傷として残ってしまうのではないかと危惧されます。

教育研究者たちは、迅速にこのような人権侵害や犯罪行為等を判断しうる連携機関の確立、また起こしてしまった事件の加害者の更生意識を高める指導、被害者やその家族に対して賠償が発生する仕組みの確立が大切であると訴えています。

心からこのような事件による悲劇が繰り返されない社会が来るのを願っています。

(令和4年度広報誌かけはし7月号より)

短いメッセージ

大丈夫
大丈夫

あなたの頑張りを誰かが見ている
あなたの声を誰かが聞いている

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 東町中学校 2年 豊田真央さんの作品より